主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は、「原判決を取消す。控訴人が被控訴人の従業員たる地位を有することを確認する。被控訴人は控訴人に対し、金六六七万六六四〇円及び昭和五一年二月一日から本判決確定の日まで一ケ月一〇万四〇〇〇円の割合による金員の支払をせよ。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする」との判決並びに金員支払部分に関する仮執行の宣言を求め、被控訴代理人は、主文と同旨の判決並びに控訴人の請求が認容されて仮執行の宣言が附された場合における担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求めた。

当事者双方の主張及び証拠の提出・援用・認否は、左記の附加をするほか、原判決事実摘示のとおり(ただし、原判決一二枚目表九行目に「辞令書」とある部分を削除し、同一五枚目表一一行目に「双互」とあるのを「相互」と、同二八枚目裏七行目に「一把」とあるのを「十把」と各訂正する)であるから、ここにこれを引用する。

(控訴人の主張)

契約が未だ効力を生ずるに至らず、その効力の発生は昭和四五年四月一日の到来をまたなければならなかつたものであるとしても、控訴人においては、右同日の到来以前といえども、同日の到来により被控訴人の見習社員となり得る旨の期待権を有していたというべきであるから、被控訴人において、右期待権を侵害し、本件採用を取消すためには、控訴人に関し日本電信電話公社職員就業規則(以下、単に公社職員就業規則という)第五五条、または日本電信電話公社準職員就業規則(以下、単に公社準職員就業規則という)第五八条所定の事由、若しくはそれらに準ずる事由がなければならないところ、本件採用取消通知は、右各法条所定の事由またはそれらに準ずる事由なくしてなされたものであるから、これが採用取消は、無効といわざるを得ない。

道上を移動したところ、逮捕されるに至つたものであつて、その際、集会現場が混乱したり、または附近の交通が妨害されたりしたことはなかつたのであるから、それは、控訴人らの右集会への参加を妨害する目的を以て、不当になされた逮捕であ るというべき性質のものである。従つて、右条例等違反行為は、公社の義務とは全 会という。以下、単に反戦委と称する)は、昭和四〇年八月に社会党・総評・社会 主義青年同盟の呼びかけによつて結成されたものであるが、それは、その当時社会的にも大きな問題となつていた日韓条約の批准を阻止することを主眼として結成さ れた青年の闘争組織であり、中央から地方へ順次、全国反戦委、都道府県反戦委、 地区反戦委と結成せられ、全国反戦委は労働組合等の組織加盟を原則としていたが、後二者は個人加盟も併用していたのである。そして、各反戦委の間は、指導・ 被指導の関係にはなく、各団体が個々別々に自立して行動することになつていて、 統一的な方向はなく、また、反戦委所属の個人に対する統制も極めて緩やかであつて、各個人の加盟・脱退も全く自由であつたのである。ところで、反戦委は、昭和 四〇年中に日韓条約が批准されてから後は、開店休業状態であつたが、昭和四二年 頃からベトナム戦争反対・安保条約粉砕のため再び活動を開始するに至つた。豊能 地区反戦は、昭和四三年四月に結成せられ、「豊能反戦通信」なる機関紙を発行し ていたが、昭和四四年九月に、従来の路線を継承し、職場におけるストライキ及び 街頭での大衆的なデモ行進等により、更に大きな闘争をなしていくべきである旨を 主張する控訴人らのグループと、街頭での武装闘争及び職場での山猫スト等の実行 を主張するグループとが対立し、結局、後者が分離・独立して、別派を作り、新た に「豊能反戦ニュース」なる機関紙を発行するに至った。なお、被控訴人の内部に も、昭和四〇年八月に、被控訴人の従業員の労働組合である全電通の青年部と、社会主義青年同盟が中心となつて、電信反戦委が結成されて、全国反戦委に加盟し、被控訴人の各職場にも職場反戦委が結成されたが、被控訴人の職場の一である大阪中央電報局においてなされたいわゆる「マツセンスト」は、右反戦委の組織とは無関係に実施されたものである。被控訴人においては、以上の諸事実を予想の秩度を しており、控訴人が被控訴人の従業員になつたとしても、被控訴人の職場の秩序を 乱すような行為をなすおそれがないことも充分に知つていたのである。そうする 被控訴人は、控訴人が反戦委に加盟していることを実質的な事由として、本件 採用取消をなしたものというべく、それは、集会・結社の自由に対する大きな侵害 行為であるから、憲法第二一条に反するものであつて、無効であり、また、その点 を理由にして、控訴人を差別し、特に不利益に取扱つたというべきであるから、それは、憲法第一四条・労働基準法(以下、単に労基法という)第三条にも反するもれば、憲法第一四条・労働基準法(以下、単に労基法という)第三条にも及するも のであつて、その点においても、無効であるというべく、結局、本件採用取消は、 合理的な理由が全くないにも拘らずなされたものとして、無効というほかはない。

(被控訴人の主張) 本件採用取消が無効である旨の控訴人の右主張は争う。 (証拠関係)(省略)

理 由

(一) 次の各事実、即ち、

(1) 控訴人が昭和四三年三月に大阪府立箕面高等学校を卒業し、同年四月に大阪府立茨木工業高等学校定時制の事務職員に就職し、昭和四四年六月三〇日に右事務職員を退職し、同年八月に被控訴人近畿電気通信局(以下、単に近畿電通局という)の社員公募に応じ、同年九月七日に一次試験(適性検査、一般教養筆記試験、作文)を受けて、これに合格し、同年四月二六日に二次試験(面接、健康診断)を受け、その際同時に、控訴人に関する箕面高等学校卒業証明書、同成績証明書、戸野少本、健康診断書を提出し、同年一〇月上旬に身元調査があり、同年一一月一日頃に近畿電通局長名義の同年同月八日附の本件採用通知を受領したこと(2)本件採用通知には、(A)控訴人を昭和四五年四月一日附で被控訴人において採用すること、(B)控訴人を仮に大阪北地区管理部に配置し、別途、控訴人

- の通勤が可能である管内の局所に正式に配置すること、(C)採用職種は機械職とし、身分は見習社員とすること、(D)入社前に再度健康診断を行い、異常があれ ば採用を取消すことがあること、(E)入社を辞退する場合は、速かに被控訴人所 定の事務所に書面でその旨を連絡すること等が記載されており、併せて、その同封 書類として、身元保証書用紙、誓約書用紙、及び「貸与被服の号型調査について」 と題する書面が被控訴人から控訴人に送達されたこと
- (3) 控訴人において、右「貸与被服の号型調査」に応じ、その所定期限であつた昭和四四年一二月二〇日までに、被服号型報告表に所定事項を記載して、近畿電通局長に送付し、また、昭和四五年元旦に、被控訴人大阪北地区管理部長から、第14年2月11日に、第15年2月11日に第15年2月11日に、第15年2月11日に第15年2月11日に、第15年2月11日に、第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に、第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に、第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月11日に第15年2月2月2日に第15年2月2日に第15年2月2日に第15年2月2日に第15年2月2日に第15年2月2日に第15年2月2日に第15年2月2日に第15年2月2日に第15年2月2日に第15年2月2日に第15年2月2日に第15年2月2日に第15年2月2月2日に第15年2月2月2日に第15年2月2月2月2日に第15年2月2月2日に第15年2月2月2日に第15年2月2月2日に第15年2月2月2日に第15年2月2月2日に第15年2月2月2日に第15年2月2月2日に第15年2月2月2日に第15年2月2月2日に第15年2月2日に第15年2月2月2日に第15年2
- 「来る四月からの控訴人の入社を歓迎する」旨の内容の年賀状を受領し、更に右管 理部長から「懇談会の御案内と諸行事のお知らせ」と題する同年二月三日附書面を 受領したので、それに従つて、大阪市中央公会堂で開催された入社懇談会に出席 し、約四〇〇名の出席者とともに、被控訴人の事業内容について説明をうけた上 近畿電通局医務室において健康診断をうけ、その後、他の二名とともに、特に別室に呼ばれて、係員と面談し、次いで同年三月中旬に、前記昭和四五年二月三日附書面で通知されたところに従い、入社前教育の一環として、大阪府池田電報電話局を 見学したこと
- 近畿電通局長が控訴人に対し、本件採用通知による採用を昭和四五年三月 (4) □○日附で取消す旨の本件採用取消通知をなし、それが同年同月二一日に控訴人に 到達したこと
- 控訴人の見習社員の採用については、被控訴人を覊束するものとして、 (5) 「職員および準職員採用規程」(以下、単に採用規程という)、及び「準職員の雇用等に関する取扱について」と題する通達(以下、単に雇用等取扱通達という)が あり、それらによれば、募集、採用試験・身上調査、誓約書・身元保証書・戸籍の 謄本または抄本の提出、就業規則の指示説明等について規定がなされており、見習 社員に採用することに決定した者に対しては、誓約書・身元保証書・戸籍の謄本ま たは抄本を提出させた後において、辞令書を交付するものとし、右各書類を所定期 日までに提出しなかつた者については、その採用を取消し得る旨が定められている
- (6) 控訴人が高校卒業後に豊能地区反戦に所属し、昭和四四年一〇月三一日午後九時頃に大阪鉄道管理局前において開催された国鉄労働組合及び動力車労働組合 の機関助士廃止反対に関する集会に右地区反戦の一員として参加し、場所を移動す べく、約五〇名の集団を指揮して車道に入り、シュプレヒコールをしながら若干移 動した際に、待機中の警察機動隊によつて無届デモとして規制をうけ、大阪市公安 条例違反及び道路交通法違反の現行犯として逮捕せられ、右行為につき、同年一二
- 月一一日に起訴猶予処分をうけたこと (7) 学生及び労働者らが、昭和四五年三月一五日に万国博会場中央口駅におい
- て、座り込んで集会を開き、その内、六七名が検挙されたこと (8) 控訴人が所属する豊能地区反戦が、「生産点」・「企業拠点」における闘 争をめざしていること
- 被控訴人が、控訴人と被控訴人との間における大阪地方裁判所昭和四五年 (ヨ) 第九九八号地位保全等仮処分申請事件において、敗訴判決の言渡をうけ、該 判決に従い、控訴人に対し、昭和四六年八月二〇日から昭和四八年一〇月三日まで の間に、昭和四五年四月分から昭和四八年九月分までの賃金として合計金一〇九万二〇〇〇円を支払い、また、昭和四八年一二月一一日に、同年一〇月分の賃金とし て金二万六〇〇〇円を支払つたこと
- (10) 右仮処分申請事件の控訴審であつた大阪高等裁判所は、同庁昭和四六年 (ネ) 第一一二二号事件において、原判決を取消し、控訴人の当該仮処分申請を却 下する旨の判決を言渡し、該判決は昭和四八年一一月一四日の経過により確定した
- は、いずれも当事者間に争がない。 (二) そこで、先ず本件採用通知 そこで、先ず本件採用通知の性質について考えてみるに、前記争のない事 実に、いずれも成立に争のない甲第一号証の一、第三ないし第五号証、第六号証の一ないし四、第七号証、第九号証の一及び二、第一二号証、乙第三四号証、いずれ も弁論の全趣旨により、真正に成立したと認められる乙第一及び第二号証と、原審 における控訴人本人尋問の結果とを総合すると、
- 被控訴人に勤務する者は、役員、職員、及び準職員に区分せられ、その 内、準職員は、更に見習社員、特別社員等に区分されるが、いずれも二ケ月以内の

期間を定めて雇用する者であるところ、その内、見習社員とは、職員に採用することを予定して雇用される者をいうのであること

- (2) 被控訴人が見習社員を雇用する原則的な手続は、採用規程及び雇用等取扱通達によつて定められているが、それらによると、先ず、就職希望者を公募し、就職希望者から就職希望者調査書・最終学校の成績証明書及び卒業証明書・健康診断書を提出させ、筆記試験・適性検査・面接試問・健康診断等による採用試験を実施し、かつ身元調査をした後、雇用することに決定した者から、誓約書・身元保証書・戸籍の謄本又は抄本を提出させた上、被控訴人の就業規則を提示して、その主旨を説明し、辞令書を交付することになつていること (3) 被控訴人は、昭和四四年八月に見習社員要求を見るといる。
- (3) 被控訴人は、昭和四四年八月に見習社員を公募すべく「社員募集案内」を発表したが、それには、応募資格・募集職種と作業内容・採用予定地及び職種別採用予定数・受験手続・試験内容と試験期日等とともに、採用後の待遇として、身分・勤務時間等・週休日等・給与等・昇進・健康管理・訓練制度等について、一般的・原則的な概要が記載されていたこと
- 的・原則的な概要が記載されていたこと (4) 控訴人は、右募集案内に従つて、その頃その募集に応じ、同年九月七日に 筆記試験・適性検査・作文等の一次試験を受けて、これに合格し、次いで同年同月 二六日に面接試問・健康診断等の二次試験を受けたが、その際、最終学校たる箕面 高等学校の成績証明書及び卒業証明書・戸籍抄本・健康診断書を被控訴人に提出し たこと
- (6) 被控訴人においては、昭和四五年一月一日に控訴人に対し、「あなたは、被控訴人への入社が内定し、来る四月から被控訴人の電報電話局等で仕事をしていただくことになりました。おめでとうございます」という内容の年賀状を送付し、また、同年三月四日に大阪市中央公会堂において、控訴人を含む同年四月入社予定者全員を集めて入社懇談会を開催し、被控訴人の事業内容等を説明した後、入社予定者全員につき再度の健康診断を実施したが、その後、控訴人においては、被控訴人の指示に従い、採用予定者の入社前教育の一環として、同年三月中旬に、被控訴人の職場の一である大阪府池田電報電話局を見学したこと
- (7) 被控訴人は同年三月二〇日附書面を以て控訴人に対し、「あなたは、さきに大阪北地区管理部へ採用することに内定いたしておりましたが、最終審査の結果、採用内定を取消しますので、通知いたします」旨の本件採用取消通知をなしたこと
- (8) 被控訴人が控訴人に対し本件採用取消通知をしなかつたとすれば、被控訴人においては、控訴人から誓約書と身元保証書との提出をうけた上、同年四月一日に控訴人を含む同日の入社予定者全員を一堂に集めて入社式を挙行し、その際、控訴人に対し辞令書を交付して、被控訴人の見習社員として雇用する手順になつていたものであり、右辞令書には、控訴人に関する控訴人限りの採用職種・雇用期間・勤務条件・給料等が具体的に記載されるべきものであつたことをそれぞれ認めることができる。この認定に反する資料はない。

そこで考えてみるに、右認定の事実関係からすれば、被控訴人と控訴人との間に おける見習社員雇用契約締結への折衝は、これを法律的に分析してみると、被控訴 人が昭和四四年八月に発表した「社員募集案内」による公募が、契約の申込の誘引 に該り、控訴人のこれに対する応募と、それに引続く同年九月の採用試験への参 加、最終学校の成績証明書及び卒業証明書・戸籍抄本・健康診断の提出、貸与被服

号型調査表の提出、入社懇談会への出席と再度の健康診断の受診等の諸行為が、引 続く一連の行為として、一括して、契約の申込に該り、同年四月一日になさるべき であつた被控訴人の控訴人に対する辞令書の交付が、契約の承諾に該当するもので あつて、前記認定のその余の諸事実・諸行為は、右雇用契約の締結上、法律的にみ て格別の意味を有するものではないといわなければならない。ところで、本件採用 通知なるものは、採用規程や雇用等取扱通達にも何ら規定されていないものである が、被控訴人と控訴人との前記雇用契約締結をめざす折衝が、右のとおり、種々の 手続を必要とし、段階的に進展するものであった関係上、被控訴人において、控訴人が採用試験に合格し、特別な事情がない限り、被控訴人において控訴人を見習社員として雇用することを内部的に決定した段階において、その後の手続を円滑に進 展させるため、便宜上、控訴人に対し右事実を告知するためになされたものに過ぎ ず、従つて、それは、唯単に被控訴人の内部において控訴人を被控訴人の見習社員 として雇用することが決定されたということを事実上通知したというものであるから、それによつて、被控訴人と控訴人との間に労働契約的な関係を生ぜしめるもの ではないといわなければならない。なお、採用規程及び雇用等取扱通達は、いずれ も被控訴人内部の事務処理手続を規定したものであるところ、採用規程第一一条や、雇用等取扱通達7等に「雇用することが決定した者」とあるのは、それら各規定の位置・性質に照らし、雇用することが被控訴人の内部において決定した者という意味であって、いわゆる雇用内定者のことであり、対外的に、応募者との間にお いて、雇用することが約定されて、決定した者を指称するのでないことは、明らか である。そうすると、本件採用通知は、被控訴人において、控訴人を被控訴人の見習社員として採用することを内定したという事実を一方的に控訴人に告知したものであつて、その法律上の性質は観念の通知であるというべく、それによつては、控 訴人と被控訴人との間に見習社員としての雇用契約が締結されたとするに由なく また、それにより、始期付・解除条件付見習社員契約が締結されたとか、申込撤回 権留保付見習社員契約が締結されたとか断ずることができないことも、本件採用通 知の性質が右のようなものであつて、未だ勤務条件も具体的個別的に確定されてお らず、何よりも、その間、被控訴人において、控訴人との間で雇用契約を締結するという意思、換言すると、控訴人の契約の申込に対する承諾の意思表示をなす意思があつたと認めることができない点からして、明らかであるといわなければならない。なお、右の点については、本件採用通知の文言、前記年賀状の内容、誓約書とります。 身元保証書の未提出、前記「社員募集案内」表示の勤務条件の概括的な記載等によ り、控訴人においても、その当時、充分理解し得べきところであつたといい得るの である。以上により、控訴人は、本件採用取消通知をうけた当時においては、未だ 被控訴人との間において、見習社員契約が締結されていたといい得ないことは勿 論、始期付・解除条件付・申込撤回権保留付であつても、これが見習社員契約は締 結されていなかつたというほかはない。

よつて、次に本件採用取消通知の効力について考えてみるに、本件採用通 (Ξ) 知は、前記のとおり、その実質は採用内定通知であり、それによつては、控訴人に おいて被控訴人の社員たる身分を取得するに由ないものであつたから、これが採用 内定の取消については、被控訴人の社員に対してのみ適用さるべき日本電信電話公 社法第三一条・公社職員就業規則第五五条・公社準職員就業規則第五八条等の適用がないことは明らかである。しかしながら、採用の内定という被控訴人の内部にお ける措置であつても、それが対外的に控訴人に対して通知された以上、控訴人としては、特別な事情がない限り、所定期日である昭和四五年四月一日の到来により、 被控訴人の見習社員になり得るものであるという期待を事実上抱くに至るものであ るから、被控訴人においても、これが採用の内定を取消すことを相当とする特別な 事情がない限り、その取消をなし得ないものとするのが、その場合における双方当 事者間に作用する信義則上からして、当然であるといわなければならない。ところ で、右にいう特別な事情とは、本件採用通知に示されていた「健康診断による異常 の発見」もその一つであると思料されるが、右は被控訴人において本件採用内定を 取消し得る場合の一つとして、最も一般的かつ比較的多数と予想されるものを例示したに過ぎないのであつて、被控訴人が本件採用内定を取消し得る場合を右の場合のみに限定する趣旨で表示したものではないと解すべきであり、被控訴人として は、採用内定を取消すことが相当である場合、例えば、採用内定通知後において 採用内定者につき、公社の見習社員として不適格であると認められる事由が被控訴 人にはじめて判明した場合等においては、その裁量により、当該採用内定を取消し 得るものといわなければならない。

そこで、被控訴人が本件採用内定を取消すに至つた経緯をみてみるに、前記争のない事実に、前顕乙第一及び第二号証、いずれも成立に争のない甲第一号証の二、第二及び第三号証、乙第三四ないし第三六号飲、当審証人aの証言により、真正に成立したと認成立したと認められる乙第七号証と、原審証人c、当審証人b、同aの各証言、原審及び当審における控訴人本人の尋問の結果とを総合すると、

- (1) 控訴人は、昭和四三年四月頃から豊能地区反戦に所属し、その指導的地位にあつたこと
- (2) 控訴人は、国鉄労働組合と動力車労働組合とが機関助士廃止反対のための集会を昭和四四年一〇月三一日に大阪鉄道管理局前で開催した際、豊能地区反戦の一員として、その構成員約三〇名とともに参加したが、同日午後九時頃に右同所附近において、右地区反戦の構成員らを含むヘルメツトをかぶつた約五〇名が、四級隊になつてスクラムを組み、シュプレヒコールをしながら車道上をデモした際、その先頭にたつて笛をふき、これを指揮したため、約五〇メートル許り進行した地点において、附近警戒中の警察官によつて、条例等違反行為の現行犯として逮捕をれたところ、右所為については、その後、控訴人において捜査官に対し終始黙秘を続け、勾留の請求が却下されて、同年一二月一一日に起訴猶予処分になつたこと(3) 被控訴人は、以上の各事実を知ることなく、本件採用通知をしたが、その後、控訴人が反戦委に関係しているのではないかとの情報を得たこと
- (4) 被控訴人の職場の一部においては、昭和四四年秋頃から昭和四五年頭初にかけて、反戦委に所属ないし同調する被控訴人の従業員によつて、種々の激烈な闘争行為がなされ、そのため、職場の秩序が混乱し、業務の遂行も阻害されたこと
- 争行為がなされ、そのため、職場の秩序が混乱し、業務の遂行も阻害されたこと (5) そこで、被控訴人においては、反戦委に関しては非常な関心を払つていた 折柄、控訴人に関して前記の情報を得たため、昭和四五年一月中旬に控訴人の住所 地を管轄する箕面電報電話局の担当者に対し、控訴人の身元につき特別調査を命じ たところ、同年同月二〇日頃に前記(1)の事実を探知したこと
- (6) しかしながら、被控訴人においては、右(1)の事実のみによつては、本件採用内定を取消す意思を有するに至らず、更に調査を続けることとし、前記入社懇談会当日においても、特に控訴人を別室に招いて面接し、口頭試問をしたが、その結果によつても、採用内定を取消す意思を有するに至らなかつたところ、昭和四五年三月六日頃になつて、被控訴人において前記(2)の逮捕・起訴猶予処分等の事実を探知するに至つたため、それにより、本件採用内定の取消もやむを得ないとするに至り、本件採用取消通知をしたものであること
- (7) 前記採用規程及び雇用等取扱通達等には、公社の職員又は準職員として不適当ないし不適格と認められる者は採用又は雇用してはならない旨が規定されていること

をそれぞれ認めることができる。この認定に反する資料はない。

 の取消が無効であることを前提とする控訴人の本訴請求は、失当というほかはない。

(四) ところで、被控訴人の本件不当利得金支払請求に関する請求原因事実は、控訴人においてすべて認めるところ、その事実によると、被控訴人の当該請求は理由がある。そうすると、控訴人は被控訴人に対し、金ーーー万八〇〇〇円、及びその内金一〇九万二〇〇〇円については当該支払命令送達の翌日であることは記録上明らかな昭和四九年二月一六日から、内金二万六〇〇〇円については当該金員支払請求を記載した訴変更申立書送達の翌日であること記録上明らかな昭和五〇年五月三〇日から、それぞれ完済まで、いずれも民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払をすべき義務があるといわなければならない。

(五) そうすると、控訴人の地位保全確認等の請求を棄却し、被控訴人の不当利得金支払の請求を認容した原判決は、結局のところ相当であつて、本件控訴は理由がないから、民事訴訟法第三八四条により、本件控訴を棄却することとし、控訴費用の負担につき、同法第九五条本文・第八九条を適用した上、主文のとおり判決する。

(裁判官 本井巽 坂上弘 野村利夫)